

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(抜粋)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (18) 略</p> <p>(19)「コンクリートブロック塀耐震対策事業」とは、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等を対象に、撤去等に要する費用の一部を当該塀等の所有者に対して市町村が補助する事業及び市町村が撤去等を行う事業をいう。</p> <p>(20)「老朽住宅等除却事業」とは、老朽化した住宅等を対象に、除却に要する費用の一部を当該住宅等の所有者に対して市町村が補助する事業及び市町村が除却を行う事業をいう。</p> <p>(21)「空き家住宅」とは、本要綱に定める事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある住宅をいう。</p> <p>(22)「空き建築物」とは、本要綱に定める事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある建築物をいう。</p> <p>(23)「空き家活用促進事業」とは、空き家住宅又は空き建築物(以下「空き家」という。)を対象に市町村が耐震改修工事、断熱改修工事、バリアフリー工事及びトイレの水洗化工事等(以下「改修工事等」という。)を行い、市町村が管理・運営する</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (18) 略</p> <p>(19)「コンクリートブロック塀耐震対策事業」とは、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等の安全対策に要する費用の一部を当該塀の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(20)「老朽住宅等除却事業」とは、老朽化した住宅及び建築物(以下「老朽化した住宅等」という。)を対象に市町村が行う除却事業及び老朽化した住宅等の除却に要する費用の一部を当該住宅等の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(21)「空き家活用促進事業」とは、空き家住宅又は空き建築物を対象に市町村が耐震改修工事、断熱改修工事、バリアフリー工事及びトイレの水洗化工事等(以下「改修工事」という。)を行い、公的住宅として再生・活用する事業をいう。</p> <p>(22)「空き家住宅」とは、空き家活用促進事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある住宅をいう。</p> <p>(23)「空き建築物」とは、空き家活用促進事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある建築物をいう。</p>

新	旧
<p>住宅（公営住宅を除く）又は就寝の用に供する居室が存し、かつ、地域活性化のための計画的利用に供される建築物（以下「公的住宅等」という。）として活用する事業をいう。</p> <p>(24)「住宅耐震対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が既存住宅の耐震対策の加速化を図るために戸別訪問等を行う事業をいう。</p> <p>(25) (26) 略</p> <p>(27)「空き家対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が空き家の除却又は活用の加速化を図るために空き家の調査等を行う事業をいう。</p> <p>(28)「空き家活用費補助事業」とは、とは、空き家の改修設計、改修工事等に要する費用の一部を当該空き家の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(29)「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定に基づき知事が指定した区域をいう。</p> <p>(30)「危険住宅」とは、敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない構造（以下「既存不適格」という。）で現に居住している住宅をいう。</p> <p>(31)「がけ地近接等危険住宅移転事業」とは、危険住宅の移転又は除却を行う費用の一部を当該危険住宅の所有者に対して市</p>	<p>(24)「住宅耐震対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、その他知事が必要と認めた事業をいう。</p> <p>(25) (26) 略</p> <p>(27)「空き家対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が第21号及び次号の事業の加速化を図るために行う、空き家住宅の調査及び実態を把握する事業をいう。</p> <p>(28)「空き家活用費補助事業」とは、空き家住宅又は空き建築物の改修設計、改修工事等に要する費用の一部を当該空き家住宅及び空き建築物の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p>

新	旧
<p data-bbox="237 252 636 284">町村が補助する事業をいう。</p> <p data-bbox="192 300 1104 523">(32)「住宅等土砂災害対策促進事業」とは、土砂災害特別警戒区域内の危険住宅及び一以上の居室を有する建築物（既存不適格であるものに限る。以下「危険住宅等」という。）を土砂災害に対して安全な構造とする費用の一部を当該危険住宅等の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p data-bbox="192 539 1104 719">(33)「木造住宅耐震化総合支援事業」とは、住宅耐震化を推進する積極的な取組を行う市町村に存する木造住宅の補強設計及び耐震改修を総合的に行う費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p data-bbox="192 735 1104 916">(34)「非木造住宅耐震化総合支援事業」とは、住宅耐震化を推進する積極的な取組を行う市町村に存する非木造住宅の補強設計及び耐震改修を総合的に行う費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p>	

新	旧
<p>(補助目的及び補助対象経費等)</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅又は建築物を対象に市町村が行う木造住宅耐震化促進事業、非木造住宅耐震化促進事業、住宅耐震改修緊急支援事業、コンクリートブロック塀耐震対策事業、老朽住宅等除却事業、空き家活用促進事業、住宅耐震対策市町村緊急支援事業、住宅段階的耐震改修支援事業、空き家対策市町村緊急支援事業、空き家活用費補助事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅等土砂災害対策促進事業、木造住宅耐震化総合支援事業及び非木造住宅耐震化総合支援事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第2に、住宅段階的耐震改修支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、老朽住宅等除却事業については別表第6に、空き家活用促進事業については別表第7に、住宅耐震対策市町村緊急支援事業については別表第8に、空き家対策市町村緊急支援事業については別表第9に、空き家活用費補助事業については別表第10に、が</p>	<p>(補助目的及び補助対象経費等)</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅又は建築物を対象に市町村が行う木造住宅耐震化促進事業、非木造住宅耐震化促進事業、住宅耐震改修緊急支援事業、コンクリートブロック塀耐震対策事業、老朽住宅等除却事業、空き家活用促進事業、住宅耐震対策市町村緊急支援事業、住宅段階的耐震改修支援事業、空き家対策市町村緊急支援事業及び空き家活用費補助事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第2に、住宅段階的耐震改修支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、老朽住宅等除却事業については別表第6に、空き家活用促進事業については別表第7に、住宅耐震対策市町村緊急支援事業については別表第8に、空き家活用費補助事業については別表第10に定め</p>

新	旧
<p data-bbox="188 248 1084 427">け地近接等危険住宅移転事業については別表第11に、住宅等土砂災害対策促進事業については別表第12に、木造住宅耐震化総合支援事業については別表第13に、非木造住宅耐震化総合支援事業については別表第14に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="154 491 286 523">第4条略</p> <p data-bbox="174 587 360 619">(補助の条件)</p> <p data-bbox="154 635 1084 715">第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="174 730 412 762">(1)～(11) 略</p> <p data-bbox="174 778 1084 858">(12) 間接補助事業者等(規則第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。以下同じ。)に県税の滞納がないこと。</p> <p data-bbox="174 874 1084 954">(13) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては間接補助事業者等に対して前各号の条件を付さなければならないこと。</p> <p data-bbox="154 1018 427 1050">第6条～第15条略</p>	<p data-bbox="1160 248 1397 280">るとおりとする。</p> <p data-bbox="1126 491 1258 523">第4条略</p> <p data-bbox="1146 587 1332 619">(補助の条件)</p> <p data-bbox="1126 635 2056 715">第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="1146 730 1384 762">(1)～(11) 略</p> <p data-bbox="1146 778 2056 954">(12) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者等(規則第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。以下同じ。)に対して前各号の条件を付さなければならないこと。</p> <p data-bbox="1126 1018 1400 1050">第6条～第15条略</p>

新

旧

別表第5（第3条関係）

別表第5（第3条関係）

補助事業名	コンクリートブロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)を、所有者又は市町村が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費
	限度額
	205,000円/件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

補助事業名	コンクリートブロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	緊急輸送道路又は避難路に面している危険性の高い既存コンクリートブロック塀等（注）の所有者が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費
	限度額
	205,000円/件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
 ①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～8（点検項目8にあっては、玉石積み擁壁等の上にあるものに限る。）を適用する。）に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
 ②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～8（点検項目8にあっては、玉石積み擁壁等の上にあるものに限る。）を適用する。）、組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

新

旧

別表第6（第3条関係）

別表第6（第3条関係）

補助事業名	老朽住宅等除却事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	老朽化した住宅等（注）を、所有者又は市町村が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費
	限度額
	1,645,000円/件
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

補助事業名	老朽住宅等除却事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	老朽化した住宅等（注）を対象に市町村が行う当該住宅等の除却に要する経費又は老朽化した住宅等の所有者が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費
	限度額
	1,645,000円/件
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの
補助率	市町村の補助する額の4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注）「老朽化した住宅等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- ①木造等においては別添測定基準表1の評点の合計が100点以上のもの
- ②鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2の評点の合計が100点以上のもの
- ③コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の評点の合計が100点以上のもの
- ④空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に規定する、空家等対策計画に基づき除却が行われ、跡地が地域活性化のために供されるもの

（注）「老朽化した住宅等」とは、木造等においては別添測定基準表1、鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2、コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の測定基準により老朽度を合算した評点の合計が100点以上のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

新

旧

別表第7（第3条関係）

別表第7（第3条関係）

補助事業名	空き家活用促進事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	市町村が所有する又は借り受ける 空き家（公営住宅を除く。） を、 公的住宅等（注1） として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額
	9,324,000円／戸 (ただし、こうち健康・省エネ住宅として再生する場合は、10,000,000円／戸)
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの ②耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上である等、耐震改修工事を実施する必要がある場合にあつては、住宅の断熱化、高齢化対応、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事（注2）を実施するもの ア 断熱改修工事 イ バリアフリー工事 ウ トイレの水洗化工事 ③借り受ける 空き家 については、事業完了後、補助事業者が 公的住宅等 として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの ④対象となる 空き家 に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）
	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

補助事業名	空き家活用促進事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	市町村が所有する又は借り受ける 空き家住宅（公営住宅を除く。） 及び 空き建築物 を、 公的住宅 として 再生・活用 するために行う改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額
	9,324,000円／戸 (ただし、こうち健康・省エネ住宅として再生する場合は、10,000,000円／戸)
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの ②耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上である等、耐震改修工事を実施する必要がある場合にあつては、住宅の断熱化、高齢化対応、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事（注）を実施するもの ア 断熱改修工事 イ バリアフリー工事 ウ トイレの水洗化工事 ③借り受ける 空き家住宅又は空き建築物 については、事業完了後、補助事業者が 住宅 として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの ④対象となる 空き家住宅又は空き建築物 に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。
	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(注1) 公的住宅等のうち「就寝の用に供する居室を存し、かつ、地域活性化のための計画的利用に供される建築物」は、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に限る。
(注2) 改修工事は、別添の空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする。

(注) 改修工事は、別添の空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする。

新

旧

別表第8（第3条関係）

補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業	
補助事業者	市町村	
補助対象経費	既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進、出張説明会、耐震診断に係る所有者負担費用の無料化並びに耐震改修設計、耐震改修工事及びコンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減に要する経費。ただし、耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減に要する経費については、高齢者や低所得者等（注1）である所有者負担費用の軽減に要する経費に限る。	
	事業別限度額	
	戸別訪問	3,800円／戸 （ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。）
	地区カルテの作成	2,600円／戸
	耐震化率の向上に寄与する住み替え促進	12,000,000円 （委託料等の合計）
	出張説明会	30,000円／回
	耐震診断に係る所有者負担費用の無料化	5,000円／棟
	耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等（注2）	237,000円／棟
	耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減等（注3）	600,000円／棟
	コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減等	195,000円／件
	ただし、上記によりがたい場合は個別に協議して定めるものとする。	
補助要件	住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①2.）に基づく取組を行う市町村が実施するもの	
補助率	4分の1以内 ただし、耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費については4分の3以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	

（注1）高齢者や低所得者等とは、65歳以上の者、65歳以上の者を含む世帯の者、収入分位40％以下の世帯の者又はその他市町村長が耐震改修工事に係る負担の軽減が必要と認める者をいう。
 （注2）木造住宅耐震化総合支援事業又は非木造住宅耐震化総合支援事業により、耐震改修設計を行う者は対象外とする。
 （注3）木造住宅耐震化総合支援事業又は非木造住宅耐震化総合支援事業により、耐震改修工事を行う者は対象外とする。

別表第8（第3条関係）

補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業	
補助事業者	市町村	
補助対象経費	既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進、出張説明会、耐震診断に係る所有者負担費用の無料化並びに耐震改修設計、耐震改修工事及びコンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減に要する経費。ただし、耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減に要する経費については、高齢者や低所得者等（注）である所有者負担費用の軽減に要する経費に限る。	
	事業別限度額	
	戸別訪問	3,800円／戸 （ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。）
	地区カルテの作成	2,600円／戸
	耐震化率の向上に寄与する住み替え促進に要する費用	12,000,000円 （委託料等の合計）
	出張説明会	30,000円／回
	耐震診断に係る所有者負担費用の無料化	5,000円／棟
	耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	237,000円／棟
	耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	600,000円／棟
	コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	195,000円／件
	ただし、上記によりがたい場合は個別に協議して定めるものとする。	
補助要件	戸別訪問以外の事業については、戸別訪問を行う又は行った市町村であって、南海トラフ地震による死者数ゼロを目指すための取り組みを実施するもの	
補助率	4分の1以内 ただし、耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費については4分の3以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	

（注）高齢者や低所得者等とは、65歳以上の者、65歳以上の者を含む世帯の者、収入分位40％以下の世帯の者又はその他市町村長が耐震改修工事に係る負担の軽減が必要と認める者をいう。

新

別表第9（第3条関係）

補助事業名	空き家対策市町村緊急支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家の除却又は活用の加速化を図るために行う空き家の調査及び実態を把握するために要する経費。ただし、住宅耐震対策市町村緊急支援事業で実施する「戸別訪問」及び「地区カルテの作成」に要する経費を除く。
	限度額
	100,000円/戸
補助要件	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に規定する、空家等対策計画に基づき行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

旧

別表第9（第3条関係）

補助事業名	空き家対策市町村緊急支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家対策の加速化を図るために市町村が実施する空き家住宅の調査及び実態を把握するために要する経費。 （ただし、住宅耐震対策市町村緊急支援事業で実施する「戸別訪問」及び「地区カルテの作成」に要する経費を除く。）
	限度額
	100,000円/戸
補助要件	空き家活用促進事業を計画的かつ効果的に実施するために行うもの。
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

新		旧	
別表第10（第3条関係）		別表第10（第3条関係）	
補助事業名	空き家活用費補助事業	補助事業名	空き家活用費補助事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要支援者（注2）の居住に使用する住宅として活用するために 行う改修設計、改修工事等に要する経費	補助対象経費	空き家住宅又は空き建築物の所有者、その所有者から住宅を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（※1）が実施する、住宅確保要支援者（※2）が居住するための住宅への改修に要する経費（設計費を含む。）
	限度額		限度額
	1,824,000円/戸		1,824,000円/戸
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの	補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの		①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの。
	②個人が所有する空き家であること		②個人が所有する空き家住宅又は空き建築物であること。
	③事業完了後10年間以上、住宅確保要支援者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注3）に登録するもの		③当該事業により改修を行う空き家住宅及び空き建築物については、補助事業完了後10年以上、住宅確保要配慮者等の居住の用に供し、事業終了後直ちに居住の用に供しない場合は、空き家バンク等（※3）に登録するもの。
	④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの		④空き家住宅又は空き建築物を借り受ける者が空き家住宅又は空き建築物の改修を行う場合は、所有者と改修工事の同意及び原状回復義務の免除について確認されたもの。
⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）	⑤対象となる空き家住宅又は空き建築物に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。		
補助率	3分の1以内かつ市町村の負担する額以内	補助率	3分の1以内かつ市町村の負担する額以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
<p>（注1）空き家の所有者から空き家を借り受ける特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要支援者への居住等支援をしている団体（任意団体を除く。）</p> <p>（注2）「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者や高知県への移住希望者等、市町村が住宅確保にあたって支援を要すると認める者</p> <p>（注3）高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク※（a）又は「高知で暮らす。お家を探すねっと」※（b）</p> <p>※（a） 地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネット等を通じて提供する制度</p> <p>※（b） 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会、高知県内の市町村及び高知県が協力し、高知県内の市町村へ移住を希望する人向けに、空き家等の不動産情報を集めて発信するための専用ホームページ</p>		<p>※1）空き家住宅又は空き建築物の所有者から建物を借り受ける特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要支援者への居住支援をしている団体（任意団体を除く。）</p> <p>※2）「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）や高知県への移住希望者等、市町村が住宅確保にあたって支援を要すると認める者（住宅確保要配慮者と併せて、以下「住宅確保要支援者」という。）</p> <p>※3）高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク※（a）又は「高知で暮らす。お家を探すねっと」※（b）</p> <p>※（a） 地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネット等を通じて提供する制度。</p> <p>※（b） 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会、高知県内の市町村及び高知県が協力し、高知県内の市町村へ移住を希望する人向けに、空き家等の不動産情報を集めて発信するための専用ホームページ。</p>	

新

旧

別表第11（第3条関係）

補助事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業			
補助事業者	市町村			
補助対象経費	危険住宅の除却及び危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する経費			
	限度額			
	除却費	建設又は購入費		
	危険住宅の除却に要する費用	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用		
		危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する費用	土地取得に要する費用	敷地造成に要する費用
802,000円／戸	4,570,000円／戸	2,060,000円／戸	597,000円／戸	
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①市町村が作成する危険住宅移転に関する事業計画（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-③3.)に基づき行うものであること			
	②土砂災害特別警戒区域内から区域外への移転を行うものであること			
	③対象となる危険住宅は、原則として除却すること			
補助率	4分の1以内			
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

新

旧

別表第11（第3条関係）

補助事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業			
補助事業者	市町村			
補助対象経費	危険住宅の除却及び危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する経費			
	限度額			
	除却費	建設又は購入費		
	危険住宅の除却に要する費用	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用		
		危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する費用	土地取得に要する費用	敷地造成に要する費用
802,000円／戸	4,570,000円／戸	2,060,000円／戸	597,000円／戸	
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①市町村が作成する危険住宅移転に関する事業計画（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-③3.)に基づき行うものであること			
	②土砂災害特別警戒区域内から区域外への移転を行うものであること			
	③対象となる危険住宅は、原則として除却すること			
補助率	4分の1以内			
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

新

旧

別表第13 (第3条関係)

補助事業名	木造住宅耐震化総合支援事業			
補助事業者	市町村			
補助対象経費	木造住宅耐震改修設計		木造住宅耐震改修工事	
	既存木造住宅の所有者等(注)が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関に依頼して行う経費を含む)		既存木造住宅の所有者等(注)が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関に依頼して行う経費を含む)	
	限度額			
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	350,000円/棟	650,000円/棟	1,525,000円/棟	750,000円/戸 かつ 3,000,000円/棟
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①耐震診断士が設計するもの		①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの	
	②木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評点のうち最小の値(以下「評点」という。)が1.0未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果Iw値が1.0未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評点が1.0未満と診断された住宅に係るもの			
	③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断(国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値(知事が認めたものに限る。))を用いるものを含む。以下同じ。)し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は知事が別に認めたもの		③認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点1.0以上となるもの	
	④当該設計により改修工事を行うもの			
対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。				
補助率	4分の3以内		4分の1以内 ただし、補助対象経費の8割又は1,000,000円のいずれか小さい額との差については2分の1以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

(注) 既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体(営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。)とする。

新

旧

別表第14 (第3条関係)

補助事業名	非木造住宅耐震化総合支援事業			
補助事業者	市町村			
補助対象経費	非木造住宅耐震改修設計		非木造住宅耐震改修工事	
	既存非木造住宅の所有者等(注1)が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関に依頼して行う経費を含む)		既存非木造住宅の所有者等(注1)が建設業者に依頼して行う耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関に依頼して行う経費を含む)	
	限度額			
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	350,000円/棟	650,000円/棟	1,525,000円/棟	750,000円/戸 かつ 3,000,000円/棟
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①構造設計一級建築士等(注2)が設計するもの		①構造設計一級建築士等が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの	
	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業又は構造設計一級建築士等(注2)による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの			
	③耐震改修計画について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの		③耐震改修工事について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの	
	④当該設計により改修工事を行うもの			
対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。				
補助率	4分の3以内		4分の1以内 ただし、経費の8割又は1,000,000円のいずれか小さい額との差については2分の1以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

(注1) 既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体(営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。)とする。

(注2) 構造設計一級建築士等とは、構造設計一級建築士又は鉄骨造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。